



農 委 だ よ り

# 常 総

令和3年8月1日発行  
第 31 号

〒303-8501  
茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3  
電話0297-23-2111（代表）

発行／常総市農業委員会

編集／農委だより常総編集委員会



暑中お見舞い  
申し上げます。

## 農地法の許可申請等締切日が土日祝日となる場合の締切日が変更になります

当市農業委員会における農地法の許可申請等の締切日は毎月10日となっており、申請締切日が土日祝日の場合、これまで翌開庁日としておりましたが、10月より直前の開庁日へ変更になります。10月以降に申請をされる方はご注意ください。

令和3年	10月8日（金）	11月10日（水）	12月10日（金）
令和4年	1月7日（金）	2月10日（木）	3月10日（木）

## 利用権設定の受付が農政課に変わりました

令和3年度より、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の担当窓口が農政課へ変更となりました。今後の利用権についての問合せ、書類の提出は農政課にお願いいたします。

【農政課 農業推進係】TEL.0297（23）9037

### 地域の担い手として

五箇地区 飯村 翼さん



私の家は、稲作専業農家として両親と共に日々、励んでおります。私が就農したのは23年前で、その当時は白米卸売業を営んでいました。玄米を精米し、病院や店に配達したり、同時に稲作を手伝ったりしていました。大変忙しい思いをしたな、頑張ったなと今、つくづく思います。

しかし、平成27年の水害で、農業機械はもちろんの事、すべての精米関係の機械が駄目になりました。このため、白米卸売業は断念、

稲作一本の経営となったわけですが、手伝っていただけの農業でしたが、中心となつて携わっていかなければなりません。まだまだ何もかも一年生です。勉強です。

ですから、田んぼで私を見かけたら声をかけてください。地元の方の皆さんと出会いましたら、いろんな情報を得て、これからの稲作に生かし、そしておいしいお米を作っていきたいのです。

農業は、益々厳しい環境に置かれています。しかし、それらにいろいろと対応してきました。困難に負けずに頑張るしかない。意欲だけは失いたくないと思っています。

### 紹介推進委員

田中 三男 委員



市内でも東部地区は、水田地帯で労働力不足が進んでいます。飯村さん家族は以前から規模拡大を図り、農作業請いの先駆者として、地域でご活躍されています。

### 農家訪問

玉地区 浅野 久雄さん



私は昭和23年生まれです。いわゆる団塊の世代です。昭和、平成、令和と3つの時代を生きながらえてきました。今回農業委員会より寄稿をとの依頼を受けましたので、一言を記させていただきます。

「農業の危機」と言われて久しいが、何が危機なのか、自分が青年時代にもこの言葉は聞きました。消費者にアンケートを取ると、安全・安心の国産品が欲しいと言うが、実際は値段で選んでしまう。

こういう消費者が多数いると聞きます。また、基幹的農業従事者がここ数十年で半減したそうで、減少は加速する恐れがあります。そんな中、若い担い手が大型農機を自由に操って仕事をしているのを見つけると、頼もしく大いに勇気づけられます。

農業委員会の皆様には、農地の集積・集約を若い担い手に早く提供できるような国の仕組みをお願いしたい。また、耕作放棄地がなくなるよう、頑張っていた、だいたいと思います。

最後に、先進国と言われる国は全て農業大国です。

### 紹介推進委員

高橋 敏明 委員



玉地区の美田を守ってくれている大規模稲作農家の浅野さんです。若夫婦と共に頑張っている姿は、実に頼もしい限りです。

新任農地利用最適化推進委員紹介

欠員となっていました第1区(水海道地区)の農地利用最適化推進委員が田中三男氏に、第16区(飯沼地区1)の農地利用最適化推進委員が青木剛氏に決定しました。



氏名 田中 三男 (たなか みつお) 住所【大字】 新井木町 担当地区 第1区 (水海道)



氏名 青木 剛 (あおき つよし) 住所【大字】 古間木 担当地区 第16区 (飯沼1)

近年の農家は、機械化されていますが、後継者の不足、従事者の高齢化が進み、離農される方が年々増えており、危機的状況にあります。

常総市の農業・農地等を守るには、担い手への農地利用の集積・集約化による規模の拡大・省力化が不可欠です。

そんな中で、水海道地区委員の委嘱を受けましたので、微力ながら努力していきたいと思っておりますので、お伺いの際はよろしくお願いたします。



営農と暮らしに役立つ 全国農業新聞

発行日 毎週金曜日 購読料 一ヶ月 七百元 発行所 全国農業会議所 申込み 農業委員会事務局まで TEL 0297-23-9013

農業従事者の減少が進み、地域農業の将来の危機感を持つて取り組む必要があると思ひ、微力ながら農業の発展に尽力していきたいと思つています。 農地利用最適化推進委員の仕事は初めてなので、皆様の協力を仰ぎながら頑張りたいと思ひます。

令和2年 賃借料情報 (令和3年4月1日公表)

令和2年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、次のとおりとなっております。

1 田(水稲)の部

Table with 6 columns: 締結(公告)された地域名, 平均額(円), 最高額(円), 最低額(円), データ数(件), 備考. Rows include 水海道地区 (基盤整備地域, 未整備地域), 石下地区 (基盤整備地域, 未整備地域), and (参考)常総市平均.

2 畑(普通畑)の部

Table with 6 columns: 締結(公告)された地域名, 平均額(円), 最高額(円), 最低額(円), データ数(件), 備考. Rows include 水海道地区, 石下地区, and (参考)常総市平均.

- \*1 この情報は、農地法第52条の規定により、賃借料の目安として提供するものです。
\*2 この情報は、令和2年中に実際に締結された賃貸借契約の賃借料データを集計したものです。
\*3 基盤整備地域とは、土地改良などによりほ場整備が完了している地域です。
\*4 データ数は、集計に用いた筆数です。
\*5 賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、60kg当たり13,150円に換算しています。
\*6 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
\*7 「(参考)常総市平均」の平均額は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です。

# STOP! 農地の違反転用

**農地の無断転用は農地法違反です。  
農地を転用する場合は、農地法による手続きが必要です!**

気づかないうちに違反転用していませんか?

農地の所有者を含め違反転用者  
には厳しい措置がとられます。

転用に該当しないと思っていることでも、  
実は該当する場合があります。

**○農業用施設**

農業用施設であっても、転用面積が2a  
(200㎡)未満であれば「届出」が、それ  
以上であれば「許可」が必要です。(耕作  
用の道路、用排水路、土留工、暴風林等は  
該当しません。)

**○農地改良のための盛土**

今後も農地として使うために農地改良とし  
て行う盛土も一時転用に該当します。

**○一定期間のみの転用**

農地を一時的な資材置場、作業員仮宿舍、  
砂利採取場など、農地以外として利用する  
場合も転用に該当します。

無断で農地を転用した場合や、転用許可に  
係る事業計画どおりに転用していない場合  
には、農地法に違反することとなり、工事  
の中止や原状回復等の命令がなされるほか、  
懲役や罰金の適用がされる場合があります。  
(農地法第64条・第67条)

3年以下の懲役

または

300万円以下の罰金  
(法人は1億円以下の罰金)

## 農地を転用する場合は、まず農業委員会に相談を

優良な農地を確保し、農業生産力を維持していくため、  
適切な場所で最小限の面積の農地転用であることが  
必要です。また、農地造成と称して、残土処分や産業  
廃棄物処理が行われ、結果的に農地として使えない  
土地となってしまうことを防ぐ必要があります。

転用を行う場合、事業を行おうとする農地の立地  
や事業内容で許可の基準も変わります。まずは  
転用が可能であるかを確認しますので、土地の地番  
と事業内容を確認し、農業委員会までご相談  
ください。

土地を貸した事業者が違反となる行為を行った  
場合、所有者の責任において、当事者間で解決  
していただくこととなります。もし違反転用をし  
てしまっている、または違反転用を発見した  
場合は、速やかに農業委員会までご相談  
ください。

常総市農業委員会事務局 農地係 TEL.0297(23)9013

**編 集 後 記**

東京オリンピック・パラリンピックでの熱戦と共に、  
まだまだ暑い日が続きますが、体調には十分に気を  
付けてお過ごしください。



**TOKYO  
OLYMPICS  
2021**

豊かで安心な老後生活のため

**農業者年金** に加入しませんか?

- ① 国民年金第1号被保険者
  - ② 年間60日以上農業に従事
  - ③ 20歳以上60歳未満
- この3つの要件を満たす方なら  
どなたでもご加入いただけます!

～ 農業者年金にはメリットがたくさん! ～

- ・新制度になり、少子高齢化に強い積み立て方式で安心!
- ・保険料は2万～6.7万円まで選べていつでも変更可能!
- ・終身年金で80歳前に亡くなられても、遺族への死亡一時金あり!
- ・保険料の社会保険料控除で大きな節税効果!
- ・一定の要件を満たす若年層の農業者には最高1万円の保険料の国庫補助あり!

くわしくは、最寄りの農業委員、推進委員または農業委員会事務局までご連絡ください。  
農業委員会事務局 TEL.0297-23-9013

